花巻市の公共施設における受動喫煙防止対策指針

平成22年8月策定

令和2年2月全部改正

1. 目的

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）により、地方公共団体は、その責務として、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的な推進するよう努めなければならないとされると共に、多数の者が利用する施設等については、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権限者として講ずべき措置等が規定されることになった。

花巻市の公共施設においても、健康増進法改正の趣旨を踏まえた効果的な受動喫煙対策の措置を自ら講ずることが必要であることから「花巻市の公共施設における受動喫煙防止対策指針」により、受動喫煙防止対策の基本的な考え方を示し、その対策を推進する。

なお、この指針で規定する健康増進法の条及び項数の番号は、令和２年４月１日の施行後のものとする。

２．この指針に係る定義

　⑴　たばこ

　たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第３号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法３８条第２項に規定する製造たばこ代用品をいう。

　⑵　喫煙

　　　人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。

　⑶　受動喫煙

　　　人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

　⑷　第一種施設

花巻市公共施設白書に掲載されている施設（別表１）における学校、病院、児童福祉施設、診療所、市役所本庁舎及び総合支所、消防署等のほか、健康増進法第２８条第５号イが規定する政令で定める施設をいう。

　⑸　第二種施設

　　　花巻市公共施設白書に掲載されている施設（別表１）における多数の者が利用する第一種施設以外の施設をいう。

　⑹　敷地内禁煙

　　　対象施設の建物内における喫煙を禁止する（屋内禁煙）だけではなく、敷地内の全ての場所における喫煙を禁止することをいう。

　⑺　特定屋外喫煙場所

　　　健康増進法第２８条第１３号に規定する第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権限者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の提示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

３．花巻市が実施する措置

健康増進法では、第一種施設は敷地内禁煙とされている一方、第二種施設は屋内禁煙とされるに留まっている。しかし、望まない受動喫煙防止の観点から、将来的には第二種施設を含めた花巻市の全公共施設で敷地内禁煙を目指すこととし、第４項及び第５項のとおり対策を進めていく。

４．花巻市の公共施設における受動喫煙防止対策

花巻市公共施設白書に掲載されている普通財産以外の施設（別表１の（３３）以外の施設）においては、令和2年4月1日以降、原則として敷地内禁煙とする。ただし、令和2年4月1日までに敷地内禁煙とすることが困難な場合は、経過的措置として、喫煙場所の限定や灰皿の設置場所の減少など、望まない受動喫煙防止対策に配慮した取り組みを進め、令和3年3月31日までに敷地内禁煙とするように努める。

経過的措置をおいても敷地内禁煙とすることが困難な施設は、所管する機関の長から健康福祉部長への協議を要するものとし、このような施設においては、健康増進法関係法令を踏まえ、第一種施設における特定屋外喫煙場所の設置を基本とした受動喫煙防止措置を施設毎に講ずるものとする。

５．普通財産の施設の取り扱いについて

　　花巻市公共施設白書に掲載されている普通財産の施設（別表１の（３３）の施設）については、原則として健康増進法における施設の禁煙区分に従い、受動喫煙防止措置を講ずる。ただし、普通財産の施設であっても第一種施設及び第二種施設の敷地内にあるものは敷地内禁煙とするように努める。